これまでの議論のまとめについて（（Ｂ）（Ｃ）水準指定関係）

第１回医師の働き方改革の推進に関する検討会資料２－１「検討を要する論点（案）」の項目に沿って、第５回までの検討の方向性を以下のとおり整理した。

１　医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策における措置を要する事項

（１）地域医療確保暫定特例水準（以下「（Ｂ）水準」という。）及び集中的技能向上水準（以下「（Ｃ）水準」という。）の対象医療機関の指定にかかる枠組み）

□　（Ｂ）（Ｃ）医療機関の指定の枠組み

指定の申請の主体：各医療機関の開設者
指定の申請先：都道府県
指定の有効期間：３年

※　国において、2024年４月の労働時間上限規制の適用前及び適用以後において、各都道府県の（Ｂ）（Ｃ）指定の状況を把握し、必要に応じて、地方自治法第245条の４の規定に基づく技術的助言を行う。

□　（Ｂ）医療機関の指定要件（以下の要件全てに該当する必要）

① 地域医療の観点から必須とされる機能（Ｐ３）を果たすこと
② 年間960時間超えの36協定を締結する必要性（労働時間の実績の確認と都道府県医療審議会の意見聴取）
③ <u>地域の医療提供体制との整合性（地域医療構想調整会議の協議の状況を都道府県医療審議会に報告）</u>
④ 医師労働時間短縮計画の策定（毎年、都道府県へ提出）
⑤ 評価機能による評価受審（３年に１回の受審。都道府県は評価結果を踏まえて（Ｂ）指定）
⑥ 追加的健康確保措置の実施体制の整備（（Ｂ）指定後も、毎年の都道府県の立入検査で実施状況について確認）
⑦ 労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと（過去１年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働関係法令の違反について送検・公表されていないこと）
（※）対象条項：労働基準法第24条（賃金の支払い）、第32条（労働時間）、第35条（休日労働）、第36条（上限時間）、第37条（割増賃金）及び第141条（上限時間）並びに最低賃金法第４条（最低賃金）

特定労務管理対象機関の令和６年４月指定に向けたスケジュール《想定》

年月		R４年度						R５年度												R６年度～
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療機関		医師労働時間短縮計画作成・第三者評価受審																		○時短計画に基づく取組 ○特例水準適用者への追加的健康確保措置 ○定期的な時短計画の見直し、評価受審
								特例水準申請												
													36協定締結							
医療機関勤務環境評価センター		第三者評価実施、医療機関・道へ評価結果通知																		
道	地域医療課	医療勤務環境改善支援センターによる医療機関への支援実施																		○医療法に基づく立入検査において、追加的健康確保措置の実施状況を確認（保健所） ○必要な助言・指導
						医療機関等へ申請方法周知		指定申請受付												
													指定医療機関・評価結果公表							
											第１回指定			第２回指定				第３回指定		
	医療対策協議会				開催（所掌事項に追加）				開催（協議等）			開催（協議等）					開催（協議等）			
	医療審議会					開催（所掌事項に追加）（知事裁量B水準審議）					開催（意見聴取）			開催（意見聴取）				開催（意見聴取）		

北海道

✓ 医師の働き方改革　✓ 特例水準／時短計画　✓ 職場の勤務環境改善

北海道 医療勤務環境 改善支援センター

相談無料

北海道医療勤務環境改善支援センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や宿日直の申請等に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

＼ まずは、お気軽にご相談ください ／

医療機関のニーズに応じて、専門のアドバイザーが相談・個別支援を行います。

医療労務管理アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。

医業経営アドバイザー

主に医業経営コンサルタントの認定登録を行っているアドバイザーです。

◎ご相談は電話・メール・FAX・ホームページから

相談申込 FAX		
	医療機関名	
	担当者名	TEL　(　　)　－ MAIL
	相談内容　□ 労務管理　□ 業務改善　□ 医師の働き方改革　□ 院内研修　□ その他	

北海道医療勤務環境改善支援センター

〒060-0004　札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階　一社）北海道総合研究調査会（略称｜HIT）内

TEL	011-200-4005	MAIL	iryo-center@hit-north.or.jp
FAX	011-222-4105	HP	http://iryoukinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/

開所時間　平日 9:00 ～ 17:00　※土日祝・夏期・年末年始休業日を除く

医療勤務環境改善支援センターが行う｜相談・支援｜

1 医療機関における基本的な労務管理に関する相談対応

◎2024年4月からは、医師の時間外・休日労働労働の上限規制が適用されます。
◎医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求められています。

基本的な労務管理に関する相談

- 医師や職員の労働時間の把握について
- 宿日直の申請について
- 16歳以下の勤務について

など

医師の働き方改革に関する相談

- 時間外労働の上限規制への対応について
- 勤務要インターバルについて
- 特例水準の申請について
- 「医師労働時間短縮計画」の作成について

など

2 医療機関の勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、
◎人材の定着 ◎医療の質の向上 ◎経営の安定につながります。

- ハラスメントの予防や院内の体制づくり
- 職員の定着率向上に向けた取組
- キャリアアップ・スキルアップのための仕組みづくり
- 看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- 病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣

など

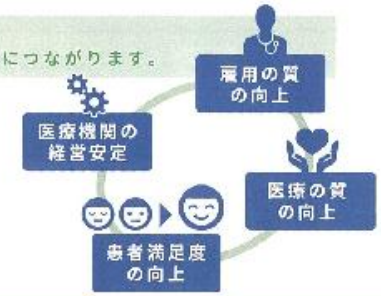

3 医療機関の勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

◎全道の医療機関を対象とした各種研修会を企画・運営しています。
◎開催案内は各医療機関に郵送・センターのホームページへ掲載します。

令和４年度の研修予定　※新型コロナ感染症の状況などにより変更となる場合があります

医師の働き方改革への準備セミナー	・全道8ヶ所で制催（札幌、旭川、名寄、苫小牧、岡崎、帯広、北見、釧路） ・令和4年7月～9月にかけて順次開催予定
医師の働き方改革に関するセミナー（仮）	・医師の働き方改革の法改正の具体的な内容、2024年に向けて取り組むべき内容やスケジュールについて ・年度内に2回（8月～11月頃）、札幌市内で開催予定
医療機関における働き方改革の取組事例報告セミナー（仮）	・医療機関の勤務環境改善にかかる具体的な取組事例を紹介 ・令和5年2月～3月頃、札幌市内で開催予定